

2008-03-24

富士通エレクトロニクス株式会社

ソフトウェア製品の納品物は、通常、「媒体」と「ライセンス許諾証」になります。追加ライセンスの購入時は「ライセンス許諾証」のみが納品物になります。保守サポートの納品物は、「サポート実施通知書」になります。下記の「要綱」とは、「サポート実施通知書」記載の要綱になります。製品購入と同時に保守サポートを申し込まれる(購入)ことが条件になります。本書の内容を承諾されることがお申し込みの条件になります

【年間サポート契約条項】

第1条 (目的)

本契約は、お客様(以下甲という)がライセンス許諾証に基づき使用する要綱記載のソフトウェア製品(以下本ソフトウェア製品という)につき、次条に定めるサポートを富士通エレクトロニクス株式会社(以下乙という)が実施することを目的とします。

第2条 (サポートの実施)

1. 乙は、甲に対し要綱記載のサポート開始日(以下サポート開始日という)より終了日まで、要綱記載の甲のサポート先を窓口として、本ソフトウェア製品に係る次のサポートを行うものとします。なお、甲は、当該サポート先の変更を行う場合は、事前に書面(電子メール)にてその変更先を乙に通知するものとします。
 - (1) 本ソフトウェアが乙の責に帰すべき原因により正常に動作しない等のトラブルが生じ乙に通知(電子メール)がなされた場合には、乙は甲に対して当該トラブルを解決するためのサポート(電子メールを使用した回答)を行います。ただし、当該トラブルが甲の改変した部分に生じたものあるいはこれに起因したものである場合乙は当該トラブルを解決するためのサポートは行わないものとします。
 - (2) 乙は、本ソフトウェアの改訂版(乙が本ソフトウェアとは別の製品として取り扱うものは含まず、以下改訂版という)を作成したときは、その旨をインターネットのウェブ上に公開するものとします。甲が改訂版を要求(電子メール)するときは、乙は改訂版を無償で甲に提供(インターネット経由のダウンロード)するものとします。なお、甲は、改訂版の受領後直ちに旧版の本ソフトウェアを破砕(削除)するものとします。改訂版も本ソフトウェアとして、本契約が適用されるものとします。
2. 本ソフトウェア製品のトラブル等につき、乙が甲に対して負う責任は、前項の範囲内に限られるものとし、乙は、甲が本ソフトウェア製品を使用することにより生じた甲の損害については責任を負わないものとします。

第3条 (サポート料)

1. 甲は乙に対し、前条に定めるサポートの対価として、サポート料をこれに掛かる消費税などと併せて支払うものとします。
2. 前第1項のサポート料は、第6条第1項において乙の責に帰すべき事由により本契約が終了した場合を除き、甲に返還されないものとします。

第4条 (秘密保持)

1. 甲および乙は、本契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を、第三者に開示、漏洩しないものとします。
2. 本条は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

第5条 (本契約の有効期間)

1. 本契約の有効期間は、サポート実施通知書に記載された期間になります。
2. 前項にかかわらず、原契約に基づく本ソフトウェア製品の使用権が消滅した場合、その時点をもって自動的に本契約は終了するものとします。
3. 甲は、本契約の有効期間満了前に、本契約を解約しようとする場合は、解約日の1ヶ月前までにその旨を書面により乙に対し申し入れたうえで本契約を解約できるものとし、当該解約日をもって本契約は終了するものとします。

第6条 (本契約の解除)

1. 甲または乙は、相手方が次の各号の一つに該当した場合は、相手方に対し何らの通知、催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。
 - 1) 本契約の条項に違反したとき
 - 2) 手形不渡り、差押え等の強制執行、破産・民事再生・会社更生・会社整理の申立等の理由により本契約の履行に困難な事態が生じたとき、あるいはその恐れがあると認められたとき
2. 甲は、前項各号の一つに該当した場合は、当然に期限の利益を喪失し直ちに本契約に基づき乙に対し負担する債務を乙に支払うものとします。

第7条（損害賠償）

1. 甲および乙は、本契約で特に定める場合を除き、本契約に基づく相手方の債務不履行または本契約解除により損害を被った場合、相手方に対し当該債務不履行または本契約の解除により生じた通常直接損害の賠償を請求することができるものとします。ただし、乙が甲に負う損害賠償の限度額は、訴求原因を問わず、甲が乙に支払うサポート料額とします。
2. 前項にかかわらず、甲および乙は、相互に次の号に定める賠償責任については、これを負わないものとします。
 - 1) 自己の責に帰すことができない事由から生じた損害
 - 2) 自己の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害
 - 3) 逸失利益

第8条（協議）

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議のうえ決定するものとします。